

国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

国民年金は、65歳から老齢基礎年金が支給されますが、そのほか不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

◎障害基礎年金

障害基礎年金は、障がいの原因となった病気やけがの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障がいの状態になったときに支給されます。年金額は、障がいの程度が一級のときに98万6,100円(平成23年度価格・年額・以下同じ)、それより軽い程度の一級のときに78万8,900円です。また

障害基礎年金には子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で一級・二級の障がい状態にある子・以下同じ)の加算額があつて、その額は一人について7万5,600円(ただ

し、二人目までは一人について22万7,000円)です。

◎遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。年金額は、子が一人の妻に支給されるときが101万5,900円、一人の子だけに支給されるときが78万8,900円です。また子が二人以上の場合には、いずれについても障害基礎年金と同様の加算が行われます。

◎年金受給のための条件

障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、初診日等(障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなればならない期間」のうち、

三分の二以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(三分の二要件)」を満たす必要があります。

※「国民年金に加入しなればならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や厚生年金などから老齢年金を受けている期間は除かれます。

※厚生年金の加入期間や第三号被保険者の期間は「保険料を納めた期間」とされません。また「三分の二要件」を満たせなくとも、平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの一年間のすべての期間が保険料を納めた期間または保険料を免除された期間であれば良いことになっています。

なお遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要はありません。

ご自分が保険料納付要件を満たしているかどうか心配な方や国民年金の詳細を知りたい方は、お住まいの市町村の国民年金の窓口またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

◎厚生年金の加入者

障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

岡郡山年金事務所

☎024-932-3434

岡町民生課

☎72-6933

広報おのまち有料広告募集!

- 掲載位置 広報おのまちの表紙と裏表紙を除く各ページの最下段
- 掲載規格 1号広告…縦45mm×横178mm(最下段1段)
2号広告…縦45mm×横88mm(最下段1段の1/2)
※いずれも1色刷り
- 掲載料 1号広告…1回:10,000円 連続6回:50,000円
2号広告…1回:5,000円 連続6回:25,000円
- 掲載期間 広報おのまち1号につき1回
申し込み方法など詳しくは町ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

岡企画商工課 ☎72-6938